

「和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）」骨子案に関する県民意見募集について

1 背景・目的

ゼロゼロ融資（実質無利子・無担保融資）の返済本格化や原油価格・物価高騰等の影響により、県内中小企業者等が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、今後資金繰りに窮する中小企業者等の増加が見込まれることや南海トラフ地震などの大規模災害に対する備えが重要であることに鑑み、中小企業者等の早期再生に資する仕組みを整える必要性が高まってきたことから、標記条例の制定を検討しています。

このたび、標記条例の骨子案を作成しましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

2 意見募集期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月18日（木）まで【必着】

3 骨子案の閲覧方法

（1）インターネット（和歌山県ホームページ）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/ikenbosyu.html>

（2）備付場所

県庁情報公開コーナー（本館2階）、県庁商工振興課（本館2階）、各振興局地域振興部企画産業課

➤閲覧時間：午前9時～午後5時45分（土、日、祝日及び年末年始を除く。）

（情報公開コーナーは午後5時まで）

4 閲覧資料

（1）「和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）」骨子案に関する県民意見募集について

（2）「和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）」骨子案

（3）（参考様式）意見提出用紙

5 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見書の様式は自由ですが、必ず、「和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）」骨子案に関

する県民意見募集に係る意見提出」である旨、「氏名」、「住所」及び「電話番号」を明記してください。また、参考様式を作成していますので、御活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県商工振興課金融班あて

(2) F A X 073-422-1529

(3) メール e0603001@pref.wakayama.lg.jp

6 意見の公表

(1) お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本県の考え方を取りまとめて、県ホームページで公表する予定です。

(2) 御意見に対して個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(3) 御記入いただいた氏名、電話番号等の個人情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。また、第三者に提供することはありません。

7 お問合せ先

和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課 金融班

電話番号 073-441-2744